県民税・所得税の申告は正しくお早めに!

申告には、それぞれ必要な書類がありますので、 ご不明な点がありましたら、事前にお問い合わせく ださい。

申告は「自書申告」をお願いしています。

申告期限間近になりますと、受付は大変混雑しま すので、申告はお早めにお願いします。また、イン フルエンザ予防のため、マスク等の対策も併せてお 願いします。

町県民税の申告

問合せ/税務課(回991-1833)

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1 月下旬に送付しました。送付されていない方で申告 が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意し ています。

町県民税の申告書が送付された方で平成22年中に 所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記 入し、提出してください。

申告が必要な方

平成23年1月1日現在、松伏町に住所があり、次 のいずれかに該当する方。

- ○事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公 的年金など以外)、一時所得のあった方。
- ○給与を2カ所以上から受けている方。
- ○平成22年中に退職し、年末調整が済んでいない方。
- ○給与所得のみの方で、次のような方。
 - 勤め先から給与支払報告書が町に提出されてい ない方。
 - 日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の 源泉徴収を受けなかった方。
 - 医療費控除等を受ける方。
- ○源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方。 (控除の追加・訂正など)
- ○給与所得の他に給与所得以外の所得があった方。
- ○松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のあ る方で、町内に住所のない方。
- ○遺族年金・障害年金・失業給付等の非課税収入の みの方。
- ○所得がない方で、次のような方。
 - どなたの扶養にもなっていない方。
 - 別世帯の方に扶養されている方。

申告が不要な方

町県民税は、収入の金額にかかわらず全ての収入 を申告する必要がありますが、次に該当する方は申 告する必要はありません。

- ○すでに所得税の確定申告を済まされている方。
- ○昨年中の勤め先が1カ所で、勤め先から町へ給与 支払報告書が提出されている方。

申告をしないとこんな時に困ります

後日、各種証明書(課税、所得、納税などの証明書) が必要になったとき(年金や児童手当などの受給申 請、金融機関からの融資を受ける場合など)に発行で きません。

必ず3月15日(火)までに申告をお願いします。

申告の時に必要なもの

- ○印かん
- ○給与所得者は平成22年分の源泉徴収票(コピー不 可)又は支払証明書
- ○事業所得者、不動産所得者は、収支のわかる帳簿 など(収支内訳書は事前に作成してください。未作 成の場合は、役場では受付できません。)
- ○年金所得者は、平成22年分の源泉徴収票(コピー 不可)
- ○社会保険料控除を受けられる方は、国民健康保険、 国民年金、介護保険などの支払いのわかるもの。
- ○牛命保険料、地震保険料などに加入の方は、支払 証明書。
- ○障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など。 (65歳以上で寝たきり状態にある方も、予め町の 認定を受けることにより、障害者控除を受けるこ とができます。)
- ○勤労学生控除を受けられる方は、学生証等。
- ○還付申告の場合は、申告者名義の金融機関の□座 番号。
- ○医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書等。 (個人別・病院別の集計をお願いします。)

町県民税申告受付日程

受付:午前9時~11時30分、午後1時30分~3時30分

文月·上即2四、11四207/1/上及1四207/1。2四207/					
日程	受付対象者など	場所			
2月8日(火)	大川戸・金杉	大川戸農村 センター			
9日(水)	築比地・魚沼	農村トレーニ ングセンター			
10日(木)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村 センター			
2月16日(水)	給与所得者で				
~18日(金)	還付申告の方				
2月21日(月)	松葉・田島・田島東				
22日(火)	年上赤岩・下赤岩				
23日(水)	金人川戸・金杉				
24日(木)	☆ 築比地・魚沼				
25日(金)	の ゆめみ野・ゆめみ野東	 役場第二庁舎			
28日(月)	ある田中	3階			
3月1日(火)	方 松伏 (1番地~2500番地)	301会議室			
2日(水)	松伏 (2501番地~)				
3月3日(木))\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
4日(金)	営業所得の方				
7日(月)	1 - 7 1 1 1 0 - 4				
3月8日(火)	上記以外の方				
~15日(火) (土·日を除く)	又は上記の日程で 都合の悪い方				
(エ・ロで际へ)	部口の窓のり				

※上記日程で都合の悪い方は、3月13日(日)も受付 します。(役場第二庁舎 3階301会議室)午前9時 ~正午

申告受付期間中のお問い合わせは、次の時間にお願い **します**。午前8時30分~9時 午後5時~7時

- 申告書の作成は便利な国税庁ホームページで-URL http://www.nta.go.ip 詳しくは、4ページをご参照ください。

所得税の確定申告

問合せ/越谷税務署電話相談窓口 回048-965-8111(音声案内)

平成22年分の所得税の確定申告の相談及び申告書 の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです(土・ 日曜日を除く)。なお、越谷税務署では、平日以外で も2月20日と2月27日の日曜日に限り、確定申告の受 付を行います。(現金納付の窓□業務は行いません。) 申告書はご自分で作成し、e-Tax、郵送などによ

りお早めに提出してください。

なお、所得税確定申告期間中、e-Taxは24時間利 用できます。(「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax 用送信ができます。)

確定申告が必要な方

- ○事業を行っている場合、不動産収入がある場合、 土地や建物を売った場合などで、平成22年中の所 得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除など の所得控除の合計額を差引き、その金額を基に算 出した税額から、税額控除額を差し引いて残額の ある方。
 - ※事業所得や不動産所得、山林所得があり、確定申 告をする方は、「収支内訳書」(青色申告者は「青 色申告決算書」)を添付しなければなりません。
- ○給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方。
 - 給与の年収が2千万円を超える方。
 - 2カ所以上から給与の支払いを受けている方。
 - 給与の支払いを受けている方で給与所得や退職 所得以外の所得が20万円を超える方。
 - 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の 利子や不動産の賃貸料などを受けている方。

なお、詳しくは国税庁のホームページで確認され るか、税務署にお問い合わせください。

申告すれば所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することに よって源泉徴収された所得税が還付されることがあ ります。

- ○源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、 その他の所得もあまり多くない方。
- ○給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しな かったため、年末調整を受けなかった方。
- ○年金収入(1カ所からの支給)のみの方で、源泉徴 収されている方。
- ○給与所得者で、次のような方。
 - 災害や盗難などにあった方。
 - ・多額の医療費を支払った方。

(個人別・病院別の集計をお願いします)

- 一定の要件に該当する寄附金を支払った方。
- 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・ 購入又は大規模な修繕・増改築をした方。
- ※所得税の還付申告については、広報1月号(4ペー ジ)も参考にしてください。
- ※源泉徴収票などの添付書類は、添付書類台紙に貼っ てご提出いただくよう変更となりましたので、ご注 意ください。

所得税申告受付日程

原則として土・日曜日は除きます。

越谷税務署

	日程	受付時間	内容
1月	4日(火) ~2月15日(火)	午前9時 ~午後4時	還付申告全般
2月	16日(水) ~3月15日(火)		納税・還付の申告全般
休日受付	2月20日(日) 2月27日(日)		

※駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

役場(第二庁舎 3階 301会議室)還付申告会

日程	受付時間	内 容
1月31日(月) 2月1日(火) 2日(水)	午後1時	医療費控除 年金受給者の方 年末調整がお済みでな い方

役場(第二庁舎 3階 301会議室)

[∃ 程	受付時間	内 容
	6日(水) ~ 月15日(火)	午前9時 ~11時30分 午後1時30分 ~3時30分	納税・還付の申告全般 ※日程については、前真の 町県民税申告受付日程 を参照してください。
休日 受付	3月13日 (日)	午前9時 ~正午	納税・還付の申告全般

役場では、消費税、贈与税、住宅借入金等特別控 除、土地・建物・株式等の譲渡による分離課税・損失・ 青色雑損控除・海外居住の扶養親族控除の申告の相 談及び受付は行いません。ご注意ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は、3月15日(火) です。申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等 による納税のお知らせはありません。納付には便利 な振替納税をご利用ください。

振替納税

振替日(4月22日(金))に指定の金融機関の口座 から自動的に納付されます。事前に口座の残高をご 確認ください。

現金納付

納期限(3月15日(火))までに金融機関又は所轄 の税務署で納付してください。

電子納税

自宅やオフィスのインターネット等を利用して電 子納税をご利用いただけます。